

経済財政改革の基本方針 2009

(目 次)

第1章 危機克服の道筋 ————— 1

1. はじめに 1
2. 経済の現状と課題 1
3. 社会の現状と課題 2
4. 「安心と活力」の両立を目指して 3
 - (1) 「経済の危機」と「社会の危機」への一体的対応 3
 - (2) 財政健全化と安心社会実現 3
 - (3) 当面の「最優先課題」(府省に広くまたがる横断的課題) 3

第2章 成長力の強化 ————— 5

1. 成長戦略の推進 5
 - (1) 低炭素革命 5
 - (2) 健康長寿 6
 - (3) 魅力発揮 6
2. アジア・世界の持続的成長への貢献 7
3. 農政改革 9
4. 地域発の成長 10
5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 11
6. 規制・制度改革 12

第3章 安心社会の実現 ————— 13

1. 生活安心保障の再構築 13
 - (1) 安心社会とは 13
 - (2) 安心社会実現の道筋 13
 - (3) 安心社会に向けての行政基盤の強化 15
2. 安全・生活の確保等 15
3. 防衛・防災・治安等 16
4. 教育の再生 17

第4章 今後の財政運営の在り方 ————— 18

1. 平成22年度予算の基本的考え方 18
 - (1) 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方 18
 - (2) 平成22年度予算の方向 18
 - (3) 新たな行政改革の取組 19
2. 財政健全化目標 20

(別紙1) 「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題のうち
2011年度までに実施する重要事項 ————— 21

(別紙2) 「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題への
対応策の具体化 ————— 23

第3章 安心社会の実現

安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第1章 4. (2) の基本方針に従って確保する。また、消費者政策を始めとする安全・生活の確保等、防衛・防災・治安等や教育の再生に取り組む。

1. 生活安心保障の再構築

(1) 安心社会とは

- ・「安心社会」とは、国民が生き生きと働く機会が確保され、働くことが報われる公正で活力ある社会であり、また、人が助け合い、いたわり合い、支え合う社会である。こうした安心社会を実現するためには、現役世代支援も含めて、全生涯・全世代を通じての「切れ目のない生活安心保障」を再構築する必要がある。
- ・このため、持続可能性を確保しながら、社会保障の機能強化・効率化を図ることにより、高齢者施策を中心とする社会保障の「ほころび」に対応する。加えて、人生前半の安心保障について、若年層の雇用を軸とした生活安心保障を再構築するとともに、子どもの成長過程や生活に対応して少子化対策を抜本的に拡充し、社会の「安心」と「活力」を両立させる必要がある。

(2) 安心社会実現の道筋

- ・上記の生活安心保障を再構築する取組を、中期的に下記の3つの局面に沿って同時に進める。その際、新たな費用負担を伴う施策については、国民の納得が得られるよう税制抜本改革を実施する前までに、改革内容や費用額を具体的に明らかにする。あわせて、格差の是正・固定化防止等の政策で、少子化対策に含まれる政策については、「中期プログラム」の枠内での確立・制度化を検討する。

① 安心再構築局面（2009年度～2011年度頃）

この期間においては、優先課題の着実な実施と安心基盤の設計を行う。

- ・「中期プログラム」で示された社会保障の機能強化・効率化のうち、2011年度までに実施すべき重要事項については、先般成立した平成21年度第1次補正予算²⁷で対処することとなっている優先課題など（別紙1参照）を軸に、着実に実行に移す。
- ・上記社会保障の機能強化・効率化のうち、2010年代半ばに向けた取組については、税制抜本改革の検討にあわせて、「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題（別紙2参照）を軸に検討を進め、対応策の具体化を行う。
- ・子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）について、財源確

²⁷ 「平成21年度一般会計補正予算（第1号）」（平成21年5月29日）

保方策とあわせ、制度設計の論点を含めて検討する。

- ・ 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策とあわせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。
- ・ 雇用・生活保障セーフティネット（職業能力開発と一体となった求職者の所得保障）の整備・改善の財源の在り方を含めた検討、職業訓練やジョブ・カード制度の拡充、高等教育における職業適性診断等職業指導の推進、国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施、非正規雇用から正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正（社会保険の適用拡大など）、仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。
- ・ 高齢者医療制度について、高齢者の心情等に配慮しつつ、より良い制度への見直しを着実に進める。
- ・ 高額療養費制度等について、患者負担の現状や医療保険財政の状況等を踏まえつつ、その在り方を検討する。
- ・ 住まい・まちづくりと連動した単身高齢者等への支援（都市部を始めとするケア付き住宅や介護施設・拠点の整備、日常生活・見守りの支援、住替えの支援等）を強化する。

② 安心回復局面（2011 年度頃～2010 年代半ば）

この期間においては、持続可能な財政構造の確立にあわせて、安心基盤を重点的に整備する。

- ・ 安定財源を確保した上で、2015 年までの「医療・介護及び子育てサービス・人材整備」目標を実現する。
- ・ 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供を推進する。
- ・ 子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）の検討を踏まえた対応、所得課税や資産課税の見直しを通じた格差是正を行う。
- ・ 修学困難な高校生・大学生への公平な教育機会の確保のための制度（授業料減免等教育費負担の軽減）の質的充実・拡大、若年層の人材投資（留学・研修への支援）の拡充を行う。

③ 安心充実局面（2010 年代半ば～2020 年代初め）

この期間においては、団塊世代が年金生活に入る本格的な高齢時代到来も踏まえながら、各世代に対応したきめ細やかな以下の施策を通じて、安心の充実を図る。

- ・ 若者世代：国際性や専門性が発揮できるような集中的な人材投資。
- ・ 子育て世代：少子化傾向の反転につながる充実した子育てと就労の両立支援策。
- ・ 働き盛りの中年世代：地域参加とリカレント教育（社会人に対する再教育）等を通じた複線化したキャリアパスの形成支援。
- ・ 高齢世代：雇用や地域活動への参加機会の確保等を通じた「生涯現役社会」の促進、地域の中での生活支援・介護体制の整備。

(3) 安心社会に向けての行政基盤の強化

- ・ 安心社会に向けた行政基盤を強化するため、国民への総合的なサービスの提供、閣僚主導にふさわしい規模、地方分権の徹底、官民挙げた人材の投入などの視点を踏まえ、現行の行政組織の見直し・再編へ向けた検討を行う。
- ・ 子育て支援、仕事と子育ての両立などの「少子化対策」や、困難を抱える子ども・若者を助け、自立させるための対策を始めとする各般の「子ども・若者支援策」を総合的に推進するため、内閣府の体制を強化する。

2. 安全・生活の確保等

① 消費者政策等

- ・ 消費者庁を創設するとともに、地方の相談窓口の充実や消費者教育の一体的な取組を図るなど、消費者行政を推進する。
- ・ 公文書管理法制を確立し、国立公文書館を中心に公文書管理の体制を整備する。
- ・ 輸入食品の監視等、食品の安全性の確保に係る取組を推進する。
- ・ 契約内容の適正化等安心して民間賃貸住宅等に居住できる市場環境を整備する。

② 生活支援等

- ・ 障害者の生活支援や就労支援、雇用維持・拡大等の施策を進めるとともに、「自立支援法」²⁸を見直す。
- ・ 児童相談所の機能強化等児童虐待防止対策の強化を図る。
- ・ 生活困窮者、失業者等に対する相談支援を推進する。
- ・ 男女共同参画センターや女性センターなどによる女性のライフコースを通じた相談やネットワーク構築の推進を支援する。また、女性の就業支援を推進する。
- ・ 子ども等への日本語指導等を含めた定住外国人への支援を推進する。
- ・ 公的賃貸住宅への子育て支援施設の併設等を推進する。
- ・ 生涯を通じて歯及び口腔の健康を保持する社会を目指し、8020運動²⁹を推進する。
- ・ がんの総合的な対策を講ずるとともに、難病対策を推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。
- ・ 新型インフルエンザ対策について、これまでの取組状況も踏まえ、国際的な協力も含め、万全の対応を図る。
- ・ 子どもの健康と環境に関する研究の推進等、国民の安心を環境面で確保する。

²⁸ 「障害者自立支援法」(平成 17 年法律第 123 号)

²⁹ 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした歯科保健の普及啓発活動。

3. 防衛・防災・治安等

① 防衛

- ・北朝鮮によるミサイル発射、核実験など厳しさを増す安全保障環境に適切に対処するとともに、任務の多様化・国際化への対応を図るため、人的基盤や情報機能の重要性も踏まえつつ、「防衛計画の大綱」³⁰の修正等の検討を進め、国の諸施策との調和を図る中で、効率的な防衛力の整備を着実に推進する。
- ・米軍再編関連措置を着実に進める。
- ・選択と集中の考え方の下、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努めるとともに、防衛調達等の改革を実施する。

② 防災

- ・集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。災害時等の安全な通行を確保するための道路整備、学校等の耐震化について、引き続き推進する。
- ・「宇宙基本計画」及び「地理空間情報活用推進基本計画」³¹に基づき、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供等を推進する。
- ・地籍整備を推進する。

③ 治安等

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」³²を進め、「世界一安全な国、日本」を目指す。また、犯罪の見逃し防止及び公衆衛生の向上のため、法整備に向けた動きも踏まえつつ、死因究明制度に係る施策を着実に推進する。
- ・海賊対策、海上保安の確保等海洋の安全、密輸阻止等の水際対策を推進する。
- ・「第8次交通安全基本計画」³³に基づく取組を推進し、今後10年間で交通事故死者数の半減を目指す。また、「地域自殺対策緊急強化基金」の活用などを通じ、自殺対策を強化する。
- ・「官邸における情報機能の強化の方針」を踏まえ、内閣の情報機能を強化する。
- ・「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」等を着実に実施する。
- ・北方領土隣接地域の特殊事情等にかんがみ、交流等事業、隣接地域の振興、後継者の育成等を推進する。
- ・司法制度改革の一環として、裁判員制度の円滑な実施・定着及び日本司法支援センターの業務と体制の充実を図る。
- ・地域の暮らしを守る鳥獣被害対策を着実に推進する。

³⁰ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日閣議決定）

³¹ 「地理空間情報活用推進基本計画」（平成20年4月15日閣議決定）

³² 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日）

³³ 「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月14日）